

公の施設の取扱いに関する調整方針

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調 整 項 目				
			施 設 名 称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	類似施設における開館・閉館時間の取扱い
9	集会・会議施設 > 雪対策関連施設	—	安塚町克雪管理センター、安塚町雪のまちみらい館、吉川町克雪管理センター、板倉町冬期孤立集落機能維持管理センター（久々野地区除雪センター・板倉町筒方地区除雪センター）	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
10	集会・会議施設 > 資料館関連施設	水族博物館 他	浦川原村地域文化伝承館、頸城村坂口記念館、板倉町増村朴齋記念館、清里村星のふるさと館	4	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
11	集会・会議施設 > 体育関連施設	—	大潟町老人福祉センター、板倉町クラブハウス	2	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
12	集会・会議施設 > 生涯学習・社会教育関連施設	社会教育館	浦川原村マナビィハウス	1	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
13	集会・会議施設 > 集会・会議施設の他、宿泊・入浴施設を含む施設	市民いこいの家	大島村ふるさと体験交流施設、柿崎町老人憩いの家（白寿荘）、柿崎町ハマナスふれあいセンター、柿崎町マリンホテルハマナス、頸城村ビジターセンター、名立町老人憩いの家（山海荘）	6	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
14	集会・会議施設 > 複数の施設を備えた集会・会議施設	上越市厚生南会館 他	頸城村ユートピアくびき希望館、頸城村ユートピアくびき中央広場、中郷村総合文化会館（はーとびあ中郷）、板倉町農村環境改善センター（板倉町民会館）、清里村清里地区活性化施設	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
15	集会・会議施設 > 廃校利用による貸館的な施設	上越セミナーハウス 他	安塚町カルチャーセンター田舎屋、安塚町地域生涯学習センター（中川・菱里・須川・伏野・船倉）、大島村学習センター（菖蒲地域・大島地域・旭地域）、柿崎町黒川公民館黒岩分館、吉川町体験交流センター、吉川町旧町立小学校体育館（立川・源・東田中・泉谷・勝穂・竹直・旭）、吉川町旧町立源小学校水源分校体育館、名立町生涯学習センター（下名立・上名立・不動）	22	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
16	体育館・武道館（相撲場）	上越市総合体育館 他	浦川原村民体育館、大島村多目的ホールふれあい館、牧村民体育館、牧村民第二体育館、柿崎町かきざきドーム、柿崎町民体育館、柿崎町上中山体育館、大潟町大潟勤労者体育センター、吉川町民体育館、板倉町農業者トレーニングセンター、清里村清里スポーツセンター、三和村民体育館、三和村スポーツセンター、三和村西部スポーツハウス、三和村ひなたスポーツハウス	15	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。

公の施設の取扱いに関する調整方針

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調 整 項 目				
			施 設 名 称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	類似施設における開館・閉館時間の取扱い
17	学校施設（学校開放・学校使用）	市内小・中学校施設	【学校開放、学校使用、一般開放を含む】 安塚町小中学校体育館（2）、浦川原村小中学校屋内運動場（下保倉・末広・中保倉小学校）、浦川原村中学校屋内運動場、浦川原村小中学校教室（4）、浦川原村小中学校校庭（4）、大島村立学校プール、大島村中学校屋外運動場照明施設（照明付きグラウンド）、大島村小中学校体育施設（2）、柿崎町柿崎小学校、柿崎町上下浜小学校、柿崎町下黒川小学校、柿崎町黒川小学校、柿崎町柿崎中学校、大潟町中学校テニスコート、大潟町小中学校（2）、頸城村立小中学校施設（4）、吉川町立吉川小中学校体育館（2）、吉川町立学校プール（2）、中郷村中学校、中郷村中学校プール、中郷村小学校（中郷・片貝・岡沢）、板倉町立学校施設（15）、清里村夜間照明施設、三和村学校体育施設（7）、名立町名立小学校、名立町宝田小学校、名立町名立中学校	65	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	合併後3年を目的に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目的に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
18	テニスコート	スポーツ公園テニスコート 他	大島村大山広場テニスコート、柿崎町営テニスコート、頸城村ユートピアくびきテニスコート、吉川町勤労者テニスコート、三和村国民運動広場テニスコート、三和村西部テニスコート	6	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	現行のとおりとする。	合併後3年を目的に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目的に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
19	ゲートボール場	上越市インドアゲートボール場（4ヶ所）	安塚町多目的交流施設、浦川原村谷地区交流促進センター、牧村民ゲートボール場（2）、柿崎町営ゲートボール場（柿崎・三ツ屋浜・上直海・黒川）、大潟町コミュニティスポーツハウス、頸城村ユートピアくびきいきいきコート、板倉町民ふれあいゲートボールコート、板倉町やすらぎゲートボール場、三和村高齢者健康増進屋内運動場（屋内ゲートボール場）	13	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	合併後3年を目的に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目的に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
20	野球場・ソフトボール場	高田公園野球場 他	柿崎町営野球場、頸城村ユートピアくびき球場、吉川町民野球場	3	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	合併後3年を目的に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目的に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
21	プール	市民プール 他	浦川原村民プール、牧村民プール、柿崎町屋内水泳プール、大潟町民プール、板倉町洗心プール、板倉町育英プール、清里村民プール、名立町北部町民プール	8	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	—	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
22	その他体育施設（グラウンド・広場など）	スポーツ公園多目的広場 他	牧村国民運動場・牧村国民運動場照明施設、牧村ふれあい広場、柿崎町民グラウンド、柿崎町営バレーコート、大潟町運動広場、大潟町運動場、三和村国民運動場、三和村民グラウンド、名立町名南グラウンド、名立町北部運動広場、名立町不動運動広場、名立町田野上運動広場、名立町ひなさき運動公園、名立町夜間照明施設	14	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	3年を目的に1時間単位で設定する。 ナイター照明については使用料と別料金で3年を目的に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	—	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
23	複合型体育施設	東埠頭多目的広場	安塚町B&G海洋センター、安塚町和田スポーツ公園、浦川原村運動広場施設、頸城村B&G海洋センター、頸城村国民運動場、中郷村総合運動公園、板倉町北部スポーツセンター、板倉町町民運動広場、板倉町町民庭球コート、板倉町北部ゲートボールコート、板倉町北部テニスコート、清里村スポーツ公園、清里村坊ヶ池湖畔公園（テニスコート・ゲートボール場テントサイト）、清里村スポーツ公園管理棟	14	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目的に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	3年を目的に1時間単位で設定する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	合併後3年を目的に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することによって統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目的に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
24	キャンプ場・バンガロー施設	五智公園キャンプ場 他	安塚町菱ヶ岳グリーンパーク、大島村田麦ぶなの森園、大島村菖蒲高原緑地休養広場、牧村ふすべ山森林施設、牧村ふるさと村自然と憩の森、柿崎町大出口キャンプ場、大潟町野外活動施設、吉川町緑地等利用施設（キャンプ場、バンガロー）、名立町不動キャンプ場	9	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目的に検討・調整する。	—	現行のとおりとする。
25	駐車場・駐輪場施設	上越市雁木通りプラザ駐車場 他	頸城村西福島駐車場、頸城村三分一駐車場、頸城村明治南地区駐車場、頸城村高速道頸城バス停駐車場、板倉町旧郵便局跡地駐車場、名立町営住宅駐車場	6	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	—	—	現行のとおりとする。
			計	247					